

岡山市農業用省エネ機器等導入緊急支援補助金

物価高騰などの影響による厳しい経営環境のなか、生産コストの削減などによる経営改善を図る岡山市内の認定農業者などが、農業用省エネ機器等を導入または更新するために必要な経費の一部を助成します。

補助対象者 以下の①～③のいずれにも該当する者(法人または個人事業主)

- ① **市内に住所または主たる事業所を有する** 認定農業者(見込み含む)、認定新規就農者(見込み含む)、農事組合法人
- ② **令和6年12月20日(金)**までに補助事業を完了し、かつ、支払が完了できる者
- ③ 今後も事業を継続する意思がある者

補助対象経費	補助額(税抜き部分を補助)	補助率
省エネ化や省力化、生産性の向上に資する装置・機械等の導入又は更新にかかる購入経費	法人: 上限 200万円 、下限 15万円 個人事業主: 上限 50万円 、下限 10万円	2/3

補助対象となる農業用の省エネ機器

1台ごとの本体価格が5万円以上(税抜)の装置又は機械等

……参考例示 交付対象機器……

1. 耕うん機、ティラー、トラクター等耕うん整地用機械
2. 管理機、播種・定植用機械、肥料散布機、環境制御システム機械等栽培管理用機械
3. 自走式草刈機
4. 薬剤散布機、土壌消毒器等防除用機械
5. コンバイン、収穫機、選別機、精米機、梱包機等収穫調整用機械
6. 乾燥機、貯蔵庫等農畜産物保管用機械
7. 家畜飼養管理機械
8. 農業用ドローン等スマート農業用機械
9. その他の農業用機器

岡山市農林水産課ホームページ
(エントリー申請はこちらから)



交付決定までの流れ **オンラインでエントリー申請を受付けます。**

【受付期間】

令和6年5月20日(月)9時～5月31日(金)17時

1. エントリー申請

- ・エントリー申請の総額が予算額を超えた場合、受付期間終了後に「抽選」を行います。
- ・本補助金のエントリー申請は**1事業者1回限り**です。
- ・岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金第3弾(商工業者向け)との**重複エントリー申請不可**。
- ・上記(商工業者向け)補助金第1弾、第2弾の交付を受けた事業者も**エントリー申請不可**。



2. 抽選

- ⇒事務局から「抽選結果」を郵送にて通知します。
- ※**抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。**



3. 交付申請

【受付期間】

抽選結果通知後 6月12日(水)～6月26日(水)

※郵送でご提出ください。 **必ず裏面の添付書類をご確認ください。**



4. 審査・交付決定

- (郵送料は申請者負担、「農業用省エネ機器等導入緊急支援補助金申請」と朱書き)
- ※**交付決定前に機器等を契約、発注、購入等した場合は、補助金の交付ができません。**

※**申請の際は、申請内容や書類等に不備がないか必ず確認してください。**
不備等がある場合は、不交付となることや交付決定が遅れることがあります。

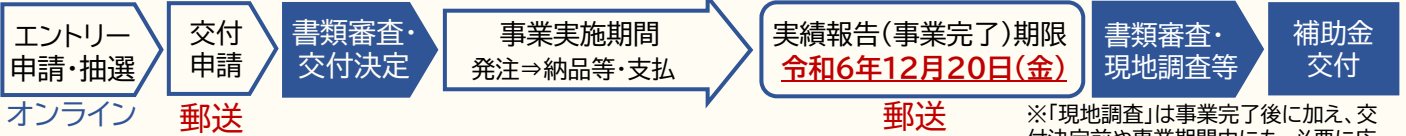
※裏面もご確認ください。

全体スケジュールと主な添付書類

※実績報告(事業完了)期限:令和6年12月20日(金)まで

※納品が遅れる等、事業者の責めに帰さない理由であっても、期限内に納品、支払まで完了できない場合は補助金の交付が受けられません。

1. 全体スケジュール



2. 主な添付書類 (詳細は実施要綱、Q&Aをご確認ください。)

<交付申請時>

- ①申請書 ②事業計画書・収支予算書(ホームページから取得可)
- ③見積書の写し ※宛名(申請者名)、業者名・押印、申請時点で有効期限内のもの
※1台ごとの本体価格が100万円(税抜)を超える場合は、2社以上
- ④導入機器の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ⑤省エネ化、省力化、生産性の向上(高品質化、収量増加)に資する機器等であることが証明できる資料(カタログ等の資料、または農業機械整備技能士による証明等…参考様式をホームページから取得可)
- ⑥認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人を証する書類
※認定見込みの者については、誓約書(ホームページから取得可)
- ⑦個人の場合は、運転免許証の写しその他本人であること及び住所を証する書類
- ⑧法人の場合は、定款又は規約及び構成員名簿の写し
- ⑨市税の滞納無証明書

<実績報告時>

- ①実績報告書・収支決算書
- ②補助金交付請求書(ホームページから取得可)
- ③導入機器の写真(添付用台紙をホームページから取得可)
(設置状況や型番が確認できるもの)
- ④補助対象機器等の経理書類の写し
・発注書(契約書・注文書等) } 宛名(申請者名)、業者名・押印、交付決定日から12月20日までの日付のもの
・納品書 ・請求書
・交付対象経費の支払い(銀行振込※)を証する書類の写し
(振込金受取書、振込明細書、通帳(表紙と該当記帳箇所)等)
※支払いは銀行振込(ネットバンキングを含む)のみ可
現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等は不可
- ⑤申請者名義の補助金の振込先として指定する通帳の写し
(表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

主な補助対象外経費

(必ず実施要綱、Q&Aをご確認ください。)

- ①交付決定よりも前に**事業着手**(契約、発注、購入等)したものの
- ②一般価格や市場価格と比べて**著しく高価**なもの及び中古品
- ③運搬用トラック、パソコン、バックホーなど農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの
- ④消費税等
- ⑤機器等に必要な工事費、各種保証、送料、振込手数料等
- ⑥消耗品類に要する経費
- ⑦既存設備・機器等の撤去及び廃棄費用、リサイクル料金
- ⑧現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等、銀行振込以外で支払いしたもの
- ⑨補助対象経費以外の経費と混同して支払われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの
- ⑩支払いにかかる手数料(振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等)
- ⑪国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

担当地域	申請・実績報告・問合せ先	住所	連絡先
芳田、今、白石、大野、牧石、旭東、幡多、財田(古都除く)、富山、操南、甲浦、津島、高島、福浜支所管内	JA岡山沖田営農センター	〒702-8002 岡山市中区桑野291-6	0120-696-737
西大寺、可知、豊、財田(古都)、山南、上南、上道支所管内	JA岡山西大寺営農センター	〒704-8191 岡山市東区西大寺中野377-1	0120-127-191
長沼地区	JA岡山瀬戸内営農センター	〒701-4223 瀬戸内市邑久町豊原101-1	0120-530-191
吉備、福田、興除、藤田支所管内	JA岡山藤田営農センター	〒701-0221 岡山市南区藤田441	0120-160-191
灘崎、備南支所管内	JA岡山備南営農センター	〒709-1201 岡山市南区北七区61-1	0120-215-191
一宮、津高、足守、高松支所管内	JA岡山高松営農センター	〒701-1335 岡山市北区高松210-3	0120-570-191
御津、福渡支所管内	JA岡山建部営農センター	〒709-3143 岡山市北区建部町宮地86	0120-898-535
—	JA岡山本所営農部指導課	〒700-8535 岡山市北区大供表町1-1	086-225-3224
瀬戸地区	JA晴れの国岡山瀬戸支店	〒709-0876 岡山市東区瀬戸町光明谷195	086-952-0511
瀬戸地区	JA晴れの国岡山瀬戸支店 経済課	〒709-0876 岡山市東区瀬戸町光明谷195	086-952-0113
事業の詳細について	岡山市農林水産課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1344